

公金保全のための
徳島県緊急対応マニュアル

平成16年4月制定（令和5年8月版）

徳 島 県

はじめに

このマニュアルは、ペイオフ解禁下で、万一預託先金融機関の経営が悪化し、あるいは保険事故が発生した場合に、本県がいかに迅速かつ適切にその状況に対処し、公金保全のための行動を行うかという観点から、考え得る対応策を取りまとめた危機管理のマニュアルである。

このマニュアルでは、預託先金融機関の経営状況に応じて次の3つに区分し、緊急時の各局面で、本県が取るべき行動や各組織の役割分担のあり方を記述している。

【フェーズ1】 平常時

全ての金融機関の経営が問題なく維持されている局面。

【フェーズ2】 緊急時（保険事故の発生前）

ある特定の金融機関の経営が悪化し、緊急の対応が必要となった局面。

【フェーズ3】 緊急時（保険事故の発生以降）

ある特定の金融機関に保険事故が発生し、緊急の対応が必要となった局面。

しかし、危機管理の要諦は、平常時の取組の中で、いかに危機的な状況を想定し、これを回避するための未然の予防策を講ずるかということにある。

殊に、この問題が、多くの県民、企業、市町村等に共通した問題であり、県の対応如何によっては、金融機関の経営はもとより、地域経済や県民生活にも多大な影響を及ぼすであろうことを考慮すれば、平常時における取組が何にも増して重要である。

このことを常に念頭に置いて、平常時から取り得る対策を着実に進めていく必要がある。

目 次

はじめに

第1章 保険事故の発生前における緊急対応【フェーズ2】

1	緊急対応推進上の留意点	1
2	緊急対応スキーム	2
3	各職・各組織の役割	7

第2章 保険事故の発生以降における緊急対応【フェーズ3】

1	緊急対応推進上の留意点	12
2	緊急対応スキーム	12
3	各職・各組織の役割	21

第3章 緊急時における公金管理組織体制

1	緊急時における公金管理組織体制	26
2	公金管理組織構成員一覧	28
3	緊急時の連絡網	34

第4章 まとめ

		36
--	--	----

第1章 保険事故の発生前における緊急対応【フェーズ2】

1 緊急対応推進上の留意点

言うまでもなく県の公金は、県民から負託された貴重な財産であり、万一にもその保全に支障を来すことのないよう努める必要がある。

ペイオフ解禁下では、県といえども一預金者であり、自己責任原則に則った対応を考えると、預託先金融機関の経営状況を把握し、必要に応じ金融機関の選択や預金の移し替えを行う等の対策が考えられるところである。

しかし、県の公金の管理・運用に対する県民、企業、市町村等からの関心が高まっている中で、安易な金融機関の選択や預金の移し替え等の対策は、風評被害の引き金となり、金融機関の経営に大きな影響を及ぼすとともに、地域経済や県民生活に多大な影響を及ぼすことにもなりかねない。

したがって、預託先金融機関の経営が悪化した場合、特に次の点に留意し、迅速な中にも慎重な対応に努める必要がある。

(1) 早期発見、早期対応

できるだけ早い段階で不安要素の発見に努め、無理なく対応できる対策は早めに実行すること。

※ 破綻直前にインサイダー情報等で破綻の事実を知り、債権保全を強化した場合、法的整理の段階でこれを否認される可能性がある。一方、破綻の事実を知りながら何らの手立ても行わなかった場合、住民訴訟の対象となり、職員の賠償責任を問われる可能性がある。したがって、平常時の対応はもとより、緊急時においても不安要素の早期発見に努め、早期対応を行なうことが必要である。

(2) 組織的な対応

個人的な経験や意思判断に囚われることなく、常に必要な範囲で情報を共有化するとともに、各組織の役割分担と連携のあり方を明確にし、組織的な対応を行うこと。また、過度のなわばり意識は排除し、全庁的な視点から適切に対応すること。

(3) 守秘義務の厳守

緊急対応を進めていく上で、知り得た個別金融機関等の情報は、守秘義務を厳守し、慎重に取り扱うこと。

2 緊急対応スキーム

(1) 不安要素の発見と報告

預託先金融機関の経営が悪化した場合、その後の対応を無理なく円滑に行うためには、その兆候となる不安要素を早期に発見し、定められた手続きに沿って関係者に報告し、認識の共有化を図る必要がある。

ただ、ここで難しいことは、平常時の変化の範囲をどこまでとして捉え、何をもって不安要素と見なすのかという点である。

ここでいう「不安要素」とは、ある特定の預託先金融機関について、”将来、保険事故の発生につながる恐れがある経営悪化の事実”といった意味合いである。過去の保険事故発生事例の多くが、自己資本不足や（希にはあるが）取付けによる資金不足に起因したものであることを考慮すれば、この「不安要素」は、自己資本比率の低下や、その原因となる不良債権比率の増加、収益性の低下、預金量の減少等として捉えることができる。

しかし、現実には、各種情報の開示時期や内容等により、適時、適切な把握に限界がある上、どの程度の指標の増減が不安要素となり得るかといった点について絶対的な基準はなく、あくまで預金者側の自己判断に委ねられることとなる。

このため、平常時から、別に取りまとめた『徳島県金融機関経営分析マニュアル』に沿って金融機関の経営状況の把握に努めるとともに、必要に応じ、外部専門家の指導・助言を受ける等して、継続した取組の中から経営悪化の兆候が導き出せるよう努めていく必要がある。

(2) 金融機関からのヒアリング

各種情報資料を分析する中で、経営悪化の兆候が認められた場合にも、それが一時期だけの特殊な要因による可能性がある。また、その兆候が、当該金融機関にとってどの程度の経営面における影響をもたらすかといったことは、得られた情報だけでは判断できない場合もあろう。

そこで、必要に応じ、金融機関からのヒアリングを実施するなど、よりの確な状況の把握に努める必要がある。

(3) （公金管理委員会）緊急幹事会の開催

不安要素の内容やヒアリング調査結果等から、なお、経営悪化への懸念が払拭されない金融機関（以下「特定金融機関」という。）については、必要に応じ、公金管理委員会緊急幹事会（以下「緊急幹事会」という。）を開催

する等して、対策を検討する必要がある。

ここでのポイントは、不安要素の内容が、どこまで特定金融機関の経営に影響を及ぼすか、また、どの程度の速度で経営の悪化が進展し、経営破綻に至る可能性があるかといったことを推測の上、取るべき対策を検討することにある。

事が緊急を要する場合、早期に特定金融機関に対する預金等の状況やその保全状況を精査し、確実に保全できる方法による対応を検討する必要がある。

一方、格別の緊急性を要しないと認められる場合でも、その後の経過次第では、なお経営状況の著しい悪化が懸念される場合は、平常時にも増してその監視活動を強化し、また、預託金額に上限を設けるなど簡易な対策を検討する必要がある。

ただ、熟練者であっても、これらを的確に判断することは非常に困難である。したがって、必要に応じ、複数の外部専門家から意見を聴する等により、的確な対応に努める必要がある。

なお、現段階で考え得る保全対策は、概ね次の7つである。これらを参考に、事態の緊急性や公金保全の確実性、金融機関及び地域経済に与える影響等を考慮し、適切な保全対策を検討する必要がある。

ア 監視活動の強化

次のような取組により、特定金融機関の監視活動を強化する。

- (ア) 過去の破綻事例等を踏まえ、資産劣化の状況等を重点的に監視する。
- (イ) 特定金融機関の取引先企業の動向等を可能な限り把握する。
- (ウ) 特定金融機関に、預金残高の頻度の高い提出を要請するなど、平常時の対応のみでは確認困難な情報等の把握に努める。

イ 預託期間、預託金額の制限

預託期間の短縮（例：6ヶ月定期→3ヶ月定期等）や預託金額の総額に一定の制限を設ける。

ウ 新規預金等の停止

新規預金等（満期日以降における預け替えを含む。）を停止する。

エ （決済用預金等）全額保護商品への変更

決済用預金等の全額保護商品に変更する。

オ 証書借入等による相殺枠の確保

借入時期、借入目的等に支障のない範囲で、預金等債権と相殺可能な証書借入金を増額する等により相殺枠を確保する。

カ 担保権の設定

新たに質権等の担保権を設定する。

キ 中途解約

特定金融機関の全部又は一部（例えば未保全部分）の預金等を解約する。

(4) （金融機関に対する）保全対策等の提示

公金保全の対策には、例えば、前記ア・イ・ウのように、未保全債権の縮減という観点からは必ずしも十分ではないが、県単独の決定により対応可能なものがある。一方、エ・オ・カ・キのように、直接的な縮減にはつながるものの金融機関の同意なしでは実行が困難なものもある。

また、取り得る対策は一つではなく、複数ある場合も考えられる。

このため、実施しようとする保全対策の内容如何によっては、事前に特定金融機関にその内容を提示し、金融機関の受入可能性等について確認の上、取るべき対策を検討しておく必要がある。

(5) 公金管理委員会の開催

保全対策の実施に当たっては、可能な限り情報の共有化を図り、県として共通の認識を持って対応することが望ましい。また、取ろうとする対策如何によっては、少なからず地域住民や取引先企業等に影響を及ぼすことも考えられることから、必要に応じ、公金管理委員会を開催し、保全対策の実施について事前に十分な審議、検討を行い、合意を得ておく必要がある。

(6) 保全対策の決定

公金管理委員会の合意に基づき、各所管部局で対策を実施する場合においても、取るべき対策の内容により、徳島県事務決裁規程に基づく所要の決裁を経て決定する必要がある。

(7) 保全対策の実施

保全対策の実施に当たっては、地域経済に及ぼす影響等を考慮し、迅速かつ慎重に行う必要がある。

(8) 監視活動の強化

保全対策を実施して以降も、経営の改善が十分に図られたと認められない限り、引き続き監視活動を強化し、追加対策の必要性等を検討する必要がある。

る。

新たな追加対策が必要と判断された場合は、再度、緊急幹事会等を開催し、所定の手順に沿って処理する必要がある。

また、その過程で、次の事態が発生した場合、緊急幹事会の開催等所要の手続を省略し、早期に全額の保全が図られるよう努める必要がある。

(非常事態におけるトップダウン対応)

ア 自己資本比率の低下により、業務改善命令を受ける(=自己資本比率が国内基準を下回る)恐れがあるとき。

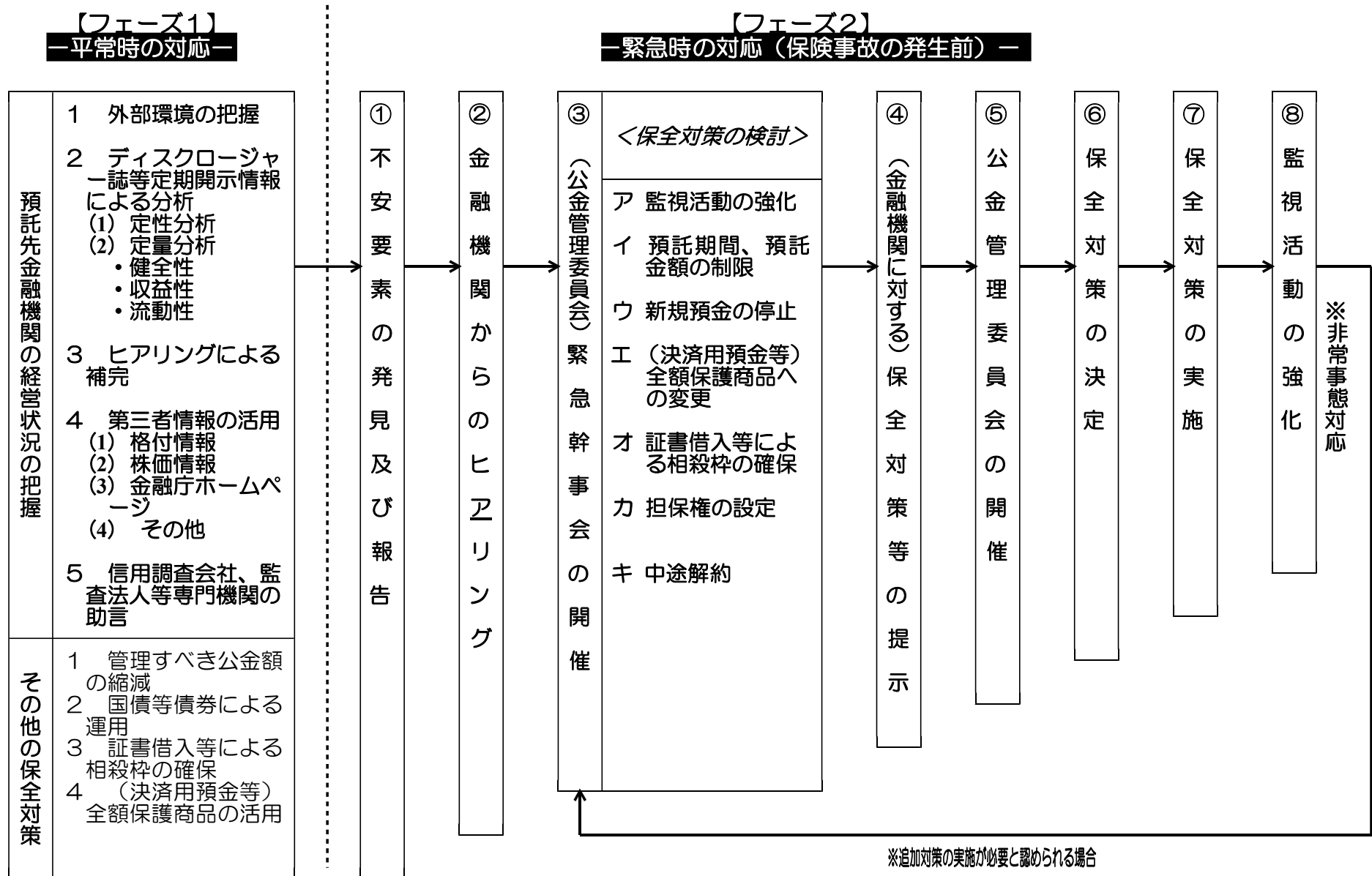
イ 取付け等による払戻し停止の恐れがあるとき。

以上、平常時の預託先金融機関の経営状況の把握を通じて、経営に不安な要素を発見してから、具体的な保全対策を実施するまでの大まかな流れと、各段階における留意事項等を見てきた。

しかし、これらはいくまで現段階で想定される基本的なスキームの一例であり、その時々状況に応じて、より柔軟な対応と的確な判断が求められることはいうまでもない。

なお、図表 I - 2 - ①に、このスキームの取りまとめ表を掲載する。

図表 I - 2 - ① 公金保全のための緊急対応スキーム（保険事故の発生前）



3 各職・各組織の役割

(1) 不安要素の発見及び報告

ア 公金管理担当者及び管理・監督者（以下「担当者等」という。）の役割

担当者等は、各職で所管する預託先金融機関の経営情報を可能な限り収集、把握し、経営内容に不安な要素が認められた場合、概ね次の内容を公金管理委員会事務局（以下「事務局」という。）に報告するものとする。

(ア) 金融機関名、預託支店名

(イ) 資金の種別（歳計現金、基金等）及び預金等の種類（普通、定期等）

(ウ) 預金等及び借入金等の残高

(エ) 不安要素に係る内容

(オ) 情報源及び情報の取得日

イ 事務局の役割

事務局は、別に策定する『徳島県金融機関経営分析マニュアル』に沿って経営情報を収集、分析し、特定金融機関の経営に不安な要素が認められた場合、概ね次の内容を公金管理委員会幹事会会長（以下「会長」という。）に報告し、その指示を仰ぐものとする。

また、上記担当者等からの報告があった場合も同様とする。

(ア) 金融機関名

(イ) 預金等の現状（資金の種別、預金等の種類、預金額等）

(ウ) 預金等の保全状況（全額保護商品・証書借入金等の有無及び金額）

(エ) 過去からの経営実績

(オ) 不安要素に係る内容

(カ) 情報源及び情報の取得日

ウ 会長の役割

会長は、事務局より受けた報告の内容が特定金融機関の経営に与える影響等を考慮の上、必要に応じ、公金管理委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告するとともに、事務局に対し、特定金融機関の聞き取り調査等を命じるものとする。

(2) 金融機関からのヒアリング

ア 事務局の役割

事務局は、会長の命により特定金融機関から直接、あるいは電話等によ

り聞き取り調査を行い、その結果を会長に報告するものとする。

なお、その際、ヒアリングの動機となった事実を明らかにした上で、概ね次の諸点について確認し報告するものとする。

(ア) ヒアリングの動機となった事実関係の真偽について

(イ) 当該事実が起こった原因と金融機関の経営に及ぼす影響に対する認識について

(ウ) 当該事実に対する具体的な対応策について（実施済み、実施予定のもの）

(イ) 対応策の実施による改善の見通しとその達成見込みについて（数値目標等の根拠があればこれを聴取）

イ 会長の役割

会長は、事務局からの報告内容を検討の上、必要に応じ、委員長に報告し、指示を仰ぐものとする。

(3) （公金管理委員会）緊急幹事会の開催

ア 委員長の役割

委員長は、会長から報告があった内容を検討の上、必要に応じ、会長に対して緊急幹事会の開催を指示し、保全対策の調査、検討を命じるものとする。

イ 会長の役割

会長は、委員長の命により、緊急幹事会を開催し、公金保全に向けた対策を調査、検討するものとする。

ウ 公金管理委員会幹事会主幹事（以下「主幹事」という。）の役割

主幹事は、会長と一致協力して、公金保全に向けた対策の調査、検討に取り組むものとする。

(4) （金融機関に対する）保全対策等の提示

ア 会長及び主幹事の役割

会長及び主幹事は、公金保全の対策を検討するに当たり、特定金融機関の保全対策に係る受入可能性等を調査する必要がある場合、金融機関を訪問若しくは呼び出し又は電話等により、保全対策の内容を提示の上、必要

な聞き取り調査を行うものとする。

イ 会長の役割

会長は、金融機関の聞き取り調査及び緊急幹事会での検討結果を取りまとめ、委員長に報告するものとする。

(5) 公金管理委員会の開催

ア 委員長の役割

委員長は、会長から報告があった内容を検討の上、必要に応じ、知事に報告するとともに、公金管理委員会を開催し、公金保全のための措置方針等を検討、審議するものとする。

イ 公金管理委員会委員（以下「委員」という。）の役割

委員は、委員長と一致協力して、公金保全のための措置方針等を検討、審議するものとする。

(6) 保全対策の決定 (7) 保全対策の実施

ア 委員長及び委員の役割

委員長又は委員は、上記委員会で検討、審議した結果を基に、所管する公金の保全に必要な処理を担当者等に命ずるものとする。

イ 担当者等の役割

担当者等は、委員長又は委員の命により、公金保全のために必要な事務処理等を行い、速やかに実施するものとする。

(8) 監視活動の強化

ア 関係する委員、主幹事、担当者等及び事務局の役割

関係する委員、主幹事、担当者等及び事務局は、特定金融機関の経営状況について監視活動を強化し、保全のための追加対策が必要と認められる場合は、会長若しくは事務局に連絡し、必要な対策を検討するものとする。

イ 委員長の役割

委員長は、早期に確実な保全が必要な事態（非常事態）が発生したと認められる場合、所要の手続を省略して、知事に報告の上、会長に公金保全

のための対応を指示するものとする。

ウ 会長の役割

会長は、委員長の命により、特定金融機関に預託する公金を管理する課・室の長に概ね次の内容を連絡し、必要な対応を要請するものとする。

- (ア) 特定金融機関名
- (イ) 保全すべき預金等の種類
- (ウ) 保全措置の内容
- (エ) 非常事態であること
- (オ) 所管部局長及び担当者への報告及び指示

エ 公金を管理する課・室の長の役割

特定金融機関に預託する公金を管理する課・室の長は、会長からの要請に沿って、公金保全のために必要な処理を担当者に命じるとともに、その内容を上司（部局長等）に報告するものとする。

オ 公金管理担当者の役割

公金管理担当者は、上司（課・室の長）の命により、担当する公金の保全のための処理を行うものとする。

カ 事務局の役割

事務局は、適時、特定金融機関に預託する公金を管理する担当者に、公金保全に向けた取組状況を確認するものとする。

なお、以上の対応事項別の各職・各組織の役割を、図表Ⅰ－３－①に取りまとめの上掲載する。

図表 I - 3 - ① 対応事項別の各職・各組織の役割

対応事項	各職・各組織	役割
(1) 不安要素の発見及び報告	担当者等	<ul style="list-style-type: none"> 第1発見者としての役割。 発見後、事務局に報告。
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 第1発見者としての役割。 発見後、会長に報告。
	会長	<ul style="list-style-type: none"> 事務局からの報告内容を検討の上、必要な対応を指示。
(2) 金融機関からのヒアリング	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関からのヒアリング。 ヒアリング結果を会長に報告。
	会長	<ul style="list-style-type: none"> 事務局からの報告内容を検討の上、委員長に報告。
(3) (公金管理委員会) 緊急幹事会の開催	委員長	<ul style="list-style-type: none"> 会長からの報告内容を検討の上、必要な対応を指示。
	会長	<ul style="list-style-type: none"> 緊急幹事会を開催し、保全対策を調査、検討。
	主幹事	<ul style="list-style-type: none"> 会長とともに、公金保全対策を調査、検討。
(4) (金融機関に対する) 保全対策の提示	会長及び主幹事	<ul style="list-style-type: none"> 保全対策の受入可能性等について金融機関に聞き取り調査。
	会長	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関からの聞き取り調査、及び保全対策の調査、検討結果を委員長に報告。
(5) 公金管理委員会の開催	委員長	<ul style="list-style-type: none"> 会長からの報告内容を検討し、必要に応じて知事に報告。 委員会を開催の上、保全対策を検討、審議。
	委員	<ul style="list-style-type: none"> 委員長とともに、公金保全対策を検討、審議。
(6) 保全対策の決定	委員長又は委員	<ul style="list-style-type: none"> 委員会における審議結果を踏まえ、必要な処理を担当者等に指示
(7) 保全対策の実施	担当者等の役割	<ul style="list-style-type: none"> 委員長又は委員の命により、必要な事務処理を実施。
(8) 監視活動の強化 (非常事態の対応)	関係する委員、主幹事、担当者等、事務局の役割	<ul style="list-style-type: none"> 監視活動の強化と追加措置の検討、実施。
	委員長の役割	<ul style="list-style-type: none"> 知事への報告と早期保全対策の指示。
	関係する委員、主幹事、担当者等、事務局の役割	<ul style="list-style-type: none"> 委員長の命により、早期保全対策を実施。

第2章 保険事故の発生以降における緊急対応【フェーズ3】

1 緊急対応推進上の留意点

保険事故の発生前と同様、発生以降においても初動段階での情報収集とこれによる適切な対応を行うことが重要である。しかし、保険事故発生直後の混乱の中で、必要な情報を短期間のうちに収集し、対策を講じていくことは容易ではない。

したがって、想定される課題を事前にできるだけ洗い出し、取るべき行動を明らかにするとともに、迅速な意思決定が可能な体制を整備しておく必要がある。

また、この局面では、単に公金保全のための対応のみに留まらず、一般県民の生活や中小企業の経営に及ぼす影響等の情報収集、分析、対応といったことを求められる可能性がある。したがって、例えば、公金に及ぼす影響については公金管理委員会で、一般県民の生活に及ぼす影響については危機管理環境部で、また、中小企業等の経営に及ぼす影響については商工労働観光部でといったように、明確な役割分担と連携のもと、適切に対応する必要がある。

なお、以下では、テーマをより明確にするため、公金保全の観点に限定した対応を記述するものとする。

2 緊急対応スキーム

(1) 関係者への連絡と債権・債務の状況把握

預託先金融機関に保険事故が発生した場合、概ね次の事項を確認の上、所定の連絡網を利用し庁内関係者に連絡、周知する必要がある。また、破綻時の混乱で十分な確認作業が行えない場合、まず破綻金融機関名と破綻日時を確認の上、関係者に連絡するとともに、他の事項については後日調査、収集するものとする。

ア 破綻金融機関名

イ 破綻の日時

ウ 破綻の内容（営業停止処分、預金の払戻し停止等）

エ 破綻処理の方式（資金援助方式、保険金支払方式、金融危機対応等）

オ 救済金融機関等の名称及び承継の時期

カ 金融整理管財人等の氏名及び連絡先

「資金援助方式」の場合のみ

キ 適用される倒産法制の種類（破産法、民事再生法等）

「金融危機対応」時を除く

ク 破綻に至った原因 等

なお、庁内関係者への連絡の際、併せて、破綻金融機関に対する預金等及び証書借入金等の債権・債務の状況を詳しく確認の上、未保全の預金額等を把握する必要がある。

(2) 緊急幹事会等の開催

収集した情報等をもとに、県として必要な対応を行っていくこととなるが、その際、どのような体制で対応するかは、破綻金融機関と県との関係（預金等の額及びその保全状況等）により異なってくることが予想される。

破綻金融機関に対する預金等が少額で、関係課・室も限定的であり、かつその全額が何らかの形で保全されているような場合、緊急幹事会を中心とした必要最小限のメンバーで対応することも可能であろう。

一方、部局を超えて連絡調整すべき必要がある場合（例えば、破綻金融機関との債権・債務の所管部局が複数ある場合の相殺の優先順位の決定等）や、重要な意思決定を必要とする場合（例えば、公金の損失可能性が高い場合の対応等）は、公金管理委員会の開催や知事をトップとする緊急対策本部の設置等についても考慮する必要がある。

いずれにしても、限られた時間の中で、最も適切に処理し得る体制を速やかに構築するよう努める必要がある。

(3) 県議会、マスコミ等への対応

県議会やマスコミ等への対応は、できるだけ一元化することが望ましいが、これが困難な場合、それぞれの公金を所管する部局等において対応する必要がある。

(4) 相殺の手続

ア 相殺の意思表示

県が、最低保証額を超える預金等債権と相殺可能な借入債務（証書借入等）の双方を有する金融機関に、保険事故が発生した場合、県からの意思表示により、債権・債務の相殺が可能である。

具体的な手続は、預金規定等に定められているが、一般的には、県が相殺の対象とする債権・債務を記載した相殺通知書に、届出印を押印した

預金証書（通帳）等を添えて、破綻金融機関に提出することとなる。

提出の方法は、後日の争いを防ぐため、配達証明付き内容証明郵便で送るか、店頭で受け渡しする場合でも、受領書を受け取っておく必要がある。

また、通知書の宛先人や提出期限は、適用される倒産法制やその進捗状況等により異なる場合があるため、破綻金融機関等に問い合わせ、確認しておく必要がある。

なお、この相殺は、民法及び預金規定・借入約定等に基づき行なうものであるが、預金規定等の内容により、相殺ができない場合があるため注意が必要である。^{※1}

また、相殺の手続を早期かつ円滑に行うためには、あらかじめ相殺の対象とする債権・債務の充当順位等を整理し、関係者の合意を得ておく必要がある。

イ 予算措置等

相殺は預金等を失う分、県債残高も減少するので、結果として県債の繰上償還と同様の効果をもたらすこととなる。この繰上償還は、公債費（本県の場合、公債管理特別会計）の支出であることから、歳出予算に相殺相当額の公債費が計上されている必要がある。

しかし、相殺を予定して当初予算に公債費を計上しておくことは実務上困難であるため、まず当該年度の公債費の予算枠を使用（この場合、後日補正予算による対応が必要となる。）し、不足する場合は、地方自治法第179条による長の専決処分等の手続を行う必要がある。

また、繰上償還の財源については、基金からの繰入れ等が考えられるが、相殺する公金の種類によっても異なるものと考えられるため、相殺により滅失した資金への充当処理方法と合わせて、事前に検討しておく必要がある。

※1 相殺の要件等

相殺とは、「2人の者が互いに相手方に対して、弁済期にある同種の債権を持っている場合、一方から相手方に対する意思表示によってその債務を対当額で消滅させること。」（民法505・506条）をいう。

預金者が破綻金融機関に対して借入金等の債務を有している場合、民法及び預金規定・借入約定等に基づき、預金者から相殺の意思表示を行うことで、預金等債権とこれらの債務を相殺することが可能である。

ただし、相殺を行うためには、債権・債務がともに弁済期にあることなど、一定の要件を満たす必要があり、特に、次の点に留意しておく必要が

ある。

- ① 定期預金、譲渡性預金等の満期の定めがある預金（担保預金となっている満期の定めがある預金を含む。）等については、満期未到来であっても相殺できるように預金規定等の改定がされている必要があること。

なお、この点については、平成11年12月の金融審議会答申を受けて、ほぼ全ての取引金融機関においてこれに沿った預金規定等の改定が為されている。

- ② 相殺の対象となる借入金については、借入約定等の特約により相殺が禁止されていないこと。
- ③ 破綻金融機関が倒産法制の適用を受けている場合であって、法令により相殺の条件が制限されている場合、その要件を満たしていること。（例えば、民事再生法による相殺の届出は、債権届出期間内に限定されている。また、金融機関の預金等の支払の停止を知った後に負担した債務や取得した債権をもって相殺することは、債権者間の公平、平等を図る見地からできないこととなっている。）
- ④ 相殺を行う預金等（ただし、保険対象外預金を除く。）につき、預金保険機構に保険金支払いの請求を行い、又は預金等債権の買取りを請求し預金保険機構が当該預金等債権を取得していないこと。

(5) 不足資金の調達

保険事故発生後における保険対象預金等の払戻しには、大きく分けて「付保預金の払戻し」「概算払い」「精算払い」の3つがある。しかし、いずれも直ちに払戻しを受けられるとは限らないため、破綻金融機関への預金等を原資として支払を予定していた場合、別途資金調達を行う必要がある。

また、外貨預金等を除く保険対象外の預金等（譲渡性預金、貸付金等）については、預金者自らが破綻金融機関の一般債権者として破産手続等（破産法、民事再生法、会社更正法に基づく手続等）に参加し、弁済金・配当金を受け取ることとなる。このため、「付保預金の払戻し」や「概算払い」はなく、資金の回収にさらに期間を要するおそれがあることに留意する必要がある。

(6) 事後処理の検討、実施

前記(1)から(5)までが保険事故の発生後短期間で処理すべき事項であるのに対し、本項及び次項は、破綻処理の進捗に応じて進めていくこととなる。

いわば、原状回復への取組である。

ア 相殺手続後の処理

相殺手続時の予算措置において、当該年度の公債費の予算枠を使用した場合、既決予算に不足が生じることとなるため、予算の補正を行う必要がある。

また、相殺により滅失した資金への充当についても、事前に検討された方法により行う必要がある。

イ 預金等の払戻し手続

(ア) 付保預金の払戻し

付保預金（元本1,000万円とその利息）は、保険事故発生後、破綻金融機関から提出を受けた預金者データを基に、預金保険機構が名寄せ作業を行い、払戻し金額を確定した上、払い戻されることとなる。

払戻しの方法は、破綻処理の方式により異なる。

「資金援助方式」のうち、営業譲渡等により救済金融機関に付保預金に移転された場合、当該救済金融機関から通知される予定である。また、営業譲渡等に時間を要する場合は、破綻金融機関から何らかの形で連絡されることもあり、場合によっては、当該破綻金融機関に照会する必要がある。

一方、「保険金支払方式（ペイオフ方式）」の場合、預金保険機構から「保険金支払通知書・請求書」、保険金を受け取るための手順に係る留意事項の説明書等の送付があることとなっているので、これを参考に払戻しを受けることとなる。

(イ) 概算払い

付保預金以外の預金等（例えば、保険対象預金で元本1,000万円を超える部分とその利息及び保険対象外の預金とその利息等）は、破綻した金融機関の財産の状況に応じて弁済金・配当金として支払われることとなる。

しかし、弁済金・配当金が出るまでに相当の時間を要することが想定されるため、預金保険機構が預金者からの請求に基づいて当該預金等債権の一定割合を買い取る形で預金者に一定額を支払うことができることとされている。（＝「概算払い」）

預金保険機構が買い取る預金等の対象は、保険の対象となる預金等のうち1,000万円を超える部分とその利息及び保険対象外の預金等のうち外貨預金とその利息等（ただし、担保預金は除く。）であり、これによりこれら預金等は弁済金・配当金の受取りを待たず、事実上その一部が回収可能となる。

この概算払いに当たっては、事前に預金保険機構が、対象の預金者に「預金等債権買取請求書」等の関係書類を郵送することとなっているので、当該請求書に所定の事項を記入し、必要書類を同封の上、提出期限内に返送する等の手続を行う必要がある。

なお、この「概算払い」は、資金援助方式、保険金支払方式のいずれの破綻処理方式の場合でも実施できることとなっている。

(ウ) 精算払い

預金保険機構が概算払いにより預金者から買い取った預金等債権は、破綻金融機関の倒産手続に参加して弁済金・配当金を受け取ることとなる。買取った預金等債権の回収額が、買取り等に要した費用を控除してもなお概算払額を超える場合、超える部分の金額を預金者に追加的に支払うこととされている。(＝「精算払い」)

精算払いの手続は、概算払い同様、事前に預金保険機構から対象者に対して「精算払請求書」等が郵送されることとなっているので、その内容に基づき手続を行う必要がある。

ウ 損失金の処理

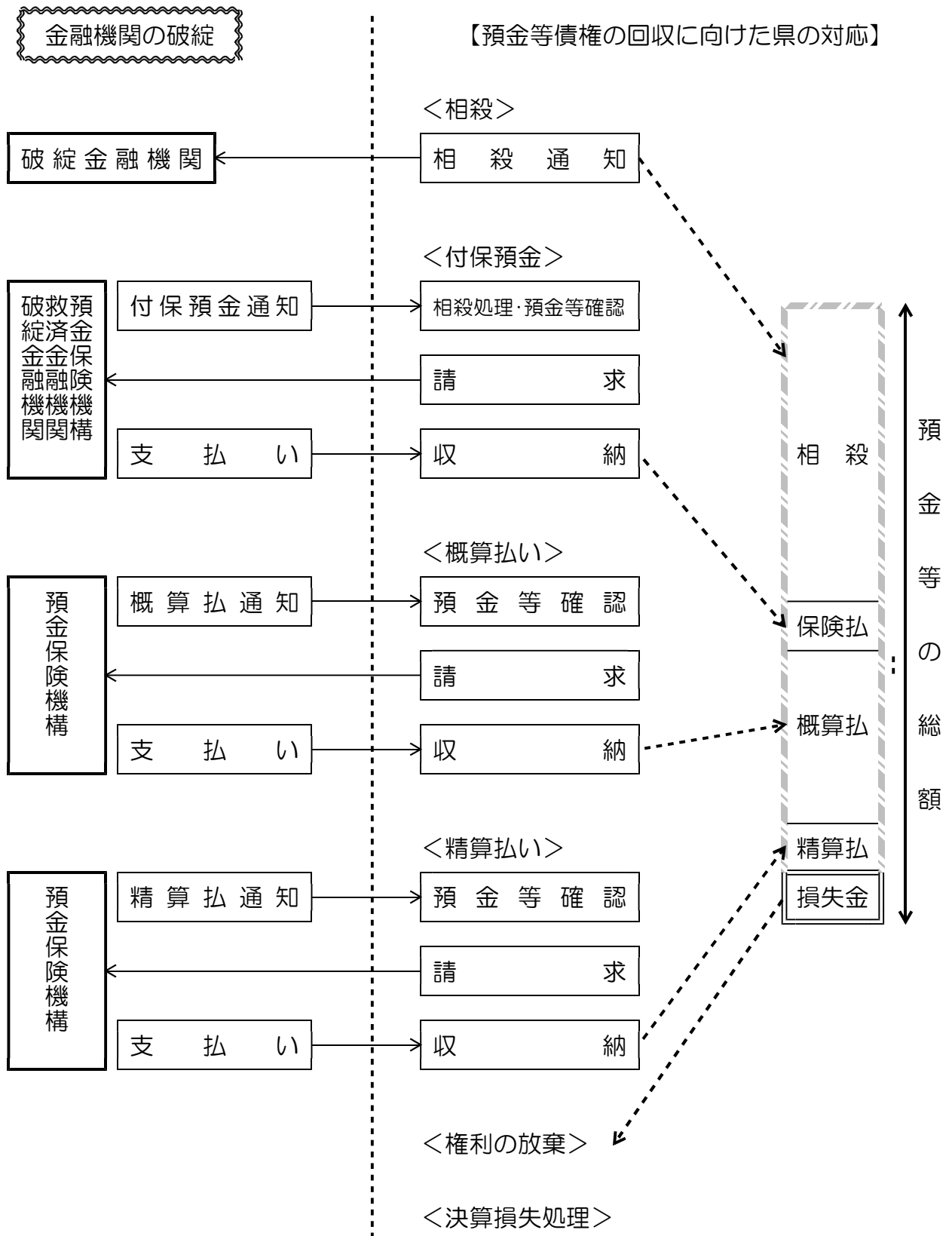
精算払いが終了（精算払いが無い事が判明した場合は概算払いが終了）した段階で損失額が確定することとなるが、万一損失金が発生した場合、当該損失金の権利放棄の議案を議会に提出する必要がある。その上で、歳計現金の場合、歳入歳出決算書の備考欄に損失理由と損失額を記載し、また、基金の場合は、財産に関する調書に損失理由と損失額を記載する等の処理が必要である。

なお、預金等の損失処理に至るまでの経過は、概ね図表Ⅱ－２－①のとおりである。

(7) 危機管理体制等の見直し

保険事故発生に伴う処理にほぼ目処が立った段階で、改めて保険事故の発生前後における破綻金融機関の状況や県の対応状況等を検証し、その教訓を生かしたより良い緊急対応マニュアル等の整備に努める必要がある。

図表Ⅱ－２－① 損失処理までの流れ



(注) 上記スキームは、預金保険機構のホームページで公開された情報を基に、取りまとめ掲載したものである。

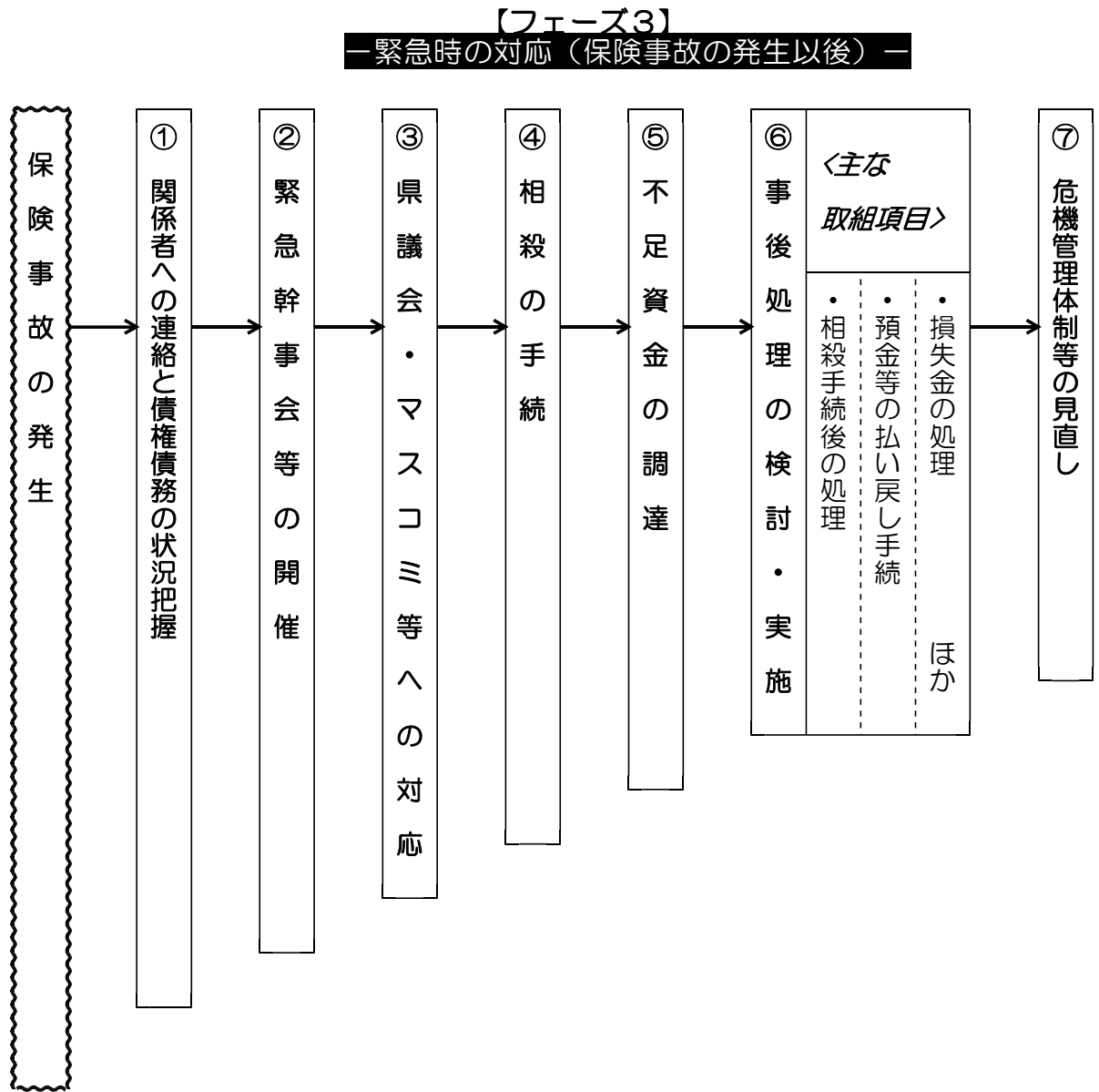
以上、預託先金融機関に保険事故が発生した場合に想定される、主な対応事項について見てきた。

また、これらのスキームはあくまで公金保全の観点に限定したものであり、現実にはさらに広範な対応が求められる可能性がある。

したがって、これら保険事故発生以降の対応に当たっても、その時々状況に応じた柔軟な対応が求められるものといえる。

なお、図表Ⅱ－２－②に、このスキームの取りまとめ表を掲載する。

図表Ⅱ－２－② 公金保全のための緊急対応スキーム（保険事故の発生以降）



3 各職・各組織の役割

(1) 関係者への連絡と債権・債務の状況把握

ア 担当者等の役割

担当者等は、預託先金融機関の保険事故発生の情報入手したときは、速やかにその内容（破綻金融機関名、破綻日時等）を事務局に報告するものとする。

イ 事務局の役割

(ア) 関係者への連絡等

事務局は、担当者等から入手した情報を確認の上、速やかにその一報を会長に報告するとともに、所定の連絡網を通じて各公金管理担当者等に連絡するものとする。その際、破綻金融機関に対する債権・債務の有無等について確認し、債権・債務が有る場合、概ね次の事項を確認するものとする。

a 債権＝預金等

- (a) 預金等の種別（普通、定期、貸付等）
- (b) 預金等の残高
- (c) 預託日
- (d) 証書番号等
- (e) 満期（償還）日
- (f) 預託利率

b 債務＝証書借入金、一時借入金等

- (a) 契約の種別（金銭消費貸借契約等）
- (b) 契約日
- (c) 償還期日
- (d) 借入残高
- (e) 借入利率

c その他

- (a) 担保権設定の有無

(イ) 破綻処理に係る調査等

事務局は、第一報を報告後速やかに概ね次の内容を調査し、その結果を会長に報告するものとする。

a 破綻の内容（営業停止処分、預金の払戻し停止等）

b 破綻処理の方式（資金援助方式、保険金支払方式、金融危機対応等）

- c 救済金融機関等の名称及び承継の時期
 - d 金融整理管財人等の氏名及び連絡先
 - e 適用される倒産法制の種類（破産法、民事再生法等）
 - f 破綻に至った原因
 - g 県の破綻金融機関に対する預金等及び借入金等の状況
 - h 今後の処理日程 等
- 「資金援助方式」の場合のみ
 「金融危機対応」時を除く

なお、上記内容の調査に当たっては、破綻金融機関のほか、次の関係機関等からの聞き取りについても考慮する必要がある。

- 金融庁
〒 100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
TEL 03-3506-6000（代）
- 四国財務局
〒 760-8550 香川県高松市中野町26番地1号
TEL 087-831-2131（代）
- 四国財務局徳島財務事務所
〒 770-0941 徳島県徳島市万代町3丁目5 徳島第2地方合同庁舎2階
TEL 088-622-5181
- 日本銀行徳島事務所
〒 770-0901 徳島県徳島市西船場町2丁目24-1 阿波銀行本店内
TEL 088-622-3126
- 預金保険機構
〒 100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1 新有楽町ビルチング9階
TEL 03-3212-6030（代）
- その他
金融整理管財人、信用調査会社 等

ウ 会長の役割

会長は、事務局から受けた破綻の一報を速やかに委員長に報告するとともに、具体的な情報が得られた段階で委員長及び主幹事に報告し、概ね次の内容について対応を協議するものとする。

- (ア) 新たに収集すべき情報の有無及びその内容
- (イ) 保険事故発生に伴う影響
- (ウ) 県の対応組織の体制（対策本部、委員会、緊急幹事会等）
- (エ) 県議会、マスコミ等への対応

(オ) その他必要な措置方針 等

エ 委員長の役割

委員長は、会長から受けた破綻の一報を速やか知事に報告するとともに、対応の方針がほぼ固まった段階で再度知事に報告し、指示を仰ぐものとする。また、知事からの指示があった場合、必要な対応を会長及び事務局等に命じるものとする。

(2) 緊急幹事会等の開催

ア 会長等の役割

会長等は、それぞれ次の場合において緊急幹事会等を開催し、保険事故の発生に伴う処理方針等を審議、検討するものとする。

(ア) 保険事故の発生により県の公金に相当程度の影響（公金の損失等）が予想される場合・・・知事が主催する緊急対策本部

(イ) 保険事故の発生による影響は軽微であるが、預金・借入金（相殺を行う場合）等の所管が複数の部局にまたがり、かつ調整すべき重要な事項がある場合・・・委員長が主催する公金管理委員会

(ウ) 保険事故の発生による影響は軽微であるが、預金・借入金等の所管が複数の部局にまたがる場合・・・会長が主催する緊急幹事会

(エ) 保険事故の発生による影響が軽微であり、かつ預金・借入金等の所管が特定の部局に留まる場合・・・各部対応

イ 事務局の役割

事務局は、緊急幹事会等で検討する際必要な情報を収集、分析、提供するとともに、緊急幹事会等で決定した内容を適時担当者等に情報として提供し、その周知に努めるものとする。

(3) 県議会、マスコミ等への対応

ア 知事又は委員長の役割

知事又は委員長は、県議会、マスコミ等への対応の窓口となる担当者を、保険事故の発生に伴う対応組織の体制に応じて、概ね次の基準により指名するものとする。

ただし、次の(ア)・(イ)・(ウ)の場合においても、個別資金ごとの具体的な内容等については、各所管部局で責任を持って対応するものとする。

- (ア) 保険事故の発生により県の公金に相当程度の影響（公金の損失等）が予想される場合・・・知事
- (イ) 保険事故の発生による影響は軽微であるが、預金・借入金（相殺を行う場合）等の所管が複数の部局にまたがり、かつ調整すべき重要な事項がある場合・・・委員長
- (ウ) 保険事故の発生による影響は軽微であるが、預金・借入金等の所管が複数の部局にまたがる場合・・・会長
- (エ) 保険事故の発生による影響が軽微であり、かつ預金・借入金等の所管が特定の部局に留まる場合・・・各委員

イ 会長等の役割

会長等は、県議会、マスコミ等への詳細情報の提供に努めるものとする。

(4) 相殺の手続

ア 相殺の意思表示

(ア) 各担当者等の役割

相殺の意思表示のための事務処理（相殺する債権の充当順位等は既に公金管理委員会等で調整済みとして想定）は、原則として預金等を管理する担当者等が行うものとする。なお、関係課が複数ある場合は、担当課を調整の上、これを決定する。

(イ) 事務局の役割

事務局は、事務処理に必要な情報等の提供を行うものとする。

イ 予算措置等

(ア) 予算担当部局の役割

相殺の意思表示に伴う予算措置等は、予算担当部局が中心となり行うものとする。

(5) 不足資金の調達

ア 各担当者等の役割

保険事故の発生により手許資金に不足が生じた場合、原則として当該資金を管理する担当者等が不足資金の調達を行うものとするが、これが困難な場合は、関係する課・室が一致協力して対応するものとする。

(6) 事後処理の検討・実施

ア 担当者等の役割

保険事故の発生に伴う事後処理は、原則として預金等を管理する担当者等が行うものとする。なお、関係する担当課が複数ある場合は、担当課を調整の上、これを決定する。

イ 事務局の役割

事務局は、事務処理に必要な情報等の提供を行うものとする。

ウ 会長の役割

保険事故発生に伴う事後処理の実施に際して、複数の部局間での重要な調整（払戻金の配分等）が必要な場合、会長は、必要に応じて緊急幹事会等を開催するものとする。

(7) 危機管理体制等の見直し

ア 委員長及び会長の役割

委員長及び会長は、それぞれ公金管理委員会、同幹事会を開催し、概ね次の視点から危機管理体制等の見直しを行い、必要な改善を行うものとする。

(ア) 特定金融機関の保険事故発生に至る原因や発生までのプロセス（各種指標の動き等）の究明

(イ) 危機管理体制を含む緊急対応マニュアルは有効に機能したか否かの検証

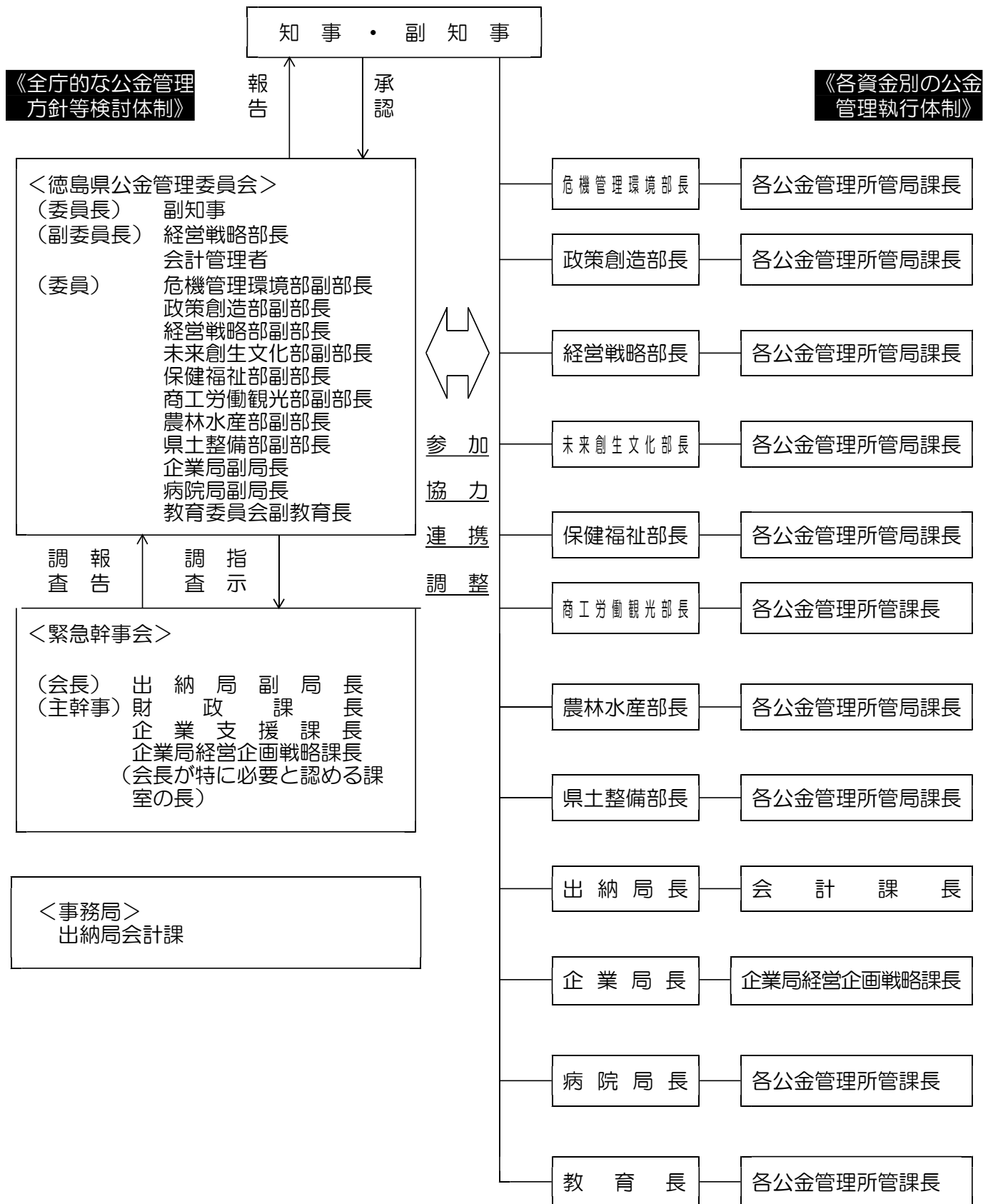
(ウ) (ア)(イ)の検討結果を踏まえた危機管理体制、緊急対応マニュアル、及び金融機関経営分析マニュアル等の改善事項の洗い出しと反映

イ 事務局の役割

事務局は、委員会及び幹事会の結果を踏まえ、マニュアルの改訂等必要な事務処理を行うとともに、各関係者に対して当該改訂結果等を周知するものとする。

第3章 緊急時における公金管理組織体制<令和5年度>

1 緊急時における公金管理組織体制



2 令和5年度公金管理組織構成員一覧（令和5年8月9日現在）

(1) 公金管理委員会

区分	役職名	氏名	電話内線	備考
委員長	副知事	伊藤 大輔		
副委員長	経営戦略部長	梅田 尚志	2010	
同	会計管理者	金井 仁志	2641	
委員	危機管理環境部グリーン社会統括監兼副部長	森 琢真	2106	
同	局長兼大学・産業創生統括監兼副部長	岡島 啓治	2363	
同	経営戦略部副部長	島田 浩寿	2032	
同	文化・スポーツ交流統括監兼副部長	加藤 幸一	2251	
同	保健福祉部副部長	福壽 由法	2850	
同	産業振興統括監兼副部長	東條 洋士	2312	
同	農林水産部副部長	松本 修一	2377	
同	県土強靱化統括監兼副部長	榎本 茂樹	2511	
同	企業局副局長	中川 雅人	3241	
同	病院局副局長	松本 光裕	2216	
同	教育委員会副教育長	阿部 淳子	3112	

(2) 公金管理委員会 幹事会

区分	役 職 名		氏 名	副課長名
会 長	出 納 局	出 納 局 副 局 長	佐光 正夫	島尾副課長
幹 事	経営戦略部	財 政 課 長	福岡 克己	山本副課長
同	危機管理環境部	危機管理政策課長	飯田 政義	中原副課長
同	政策創造部	総 合 政 策 課 長	河原 英治	唐渡副課長
同	経営戦略部	総 務 課 長	長谷川 尚洋	平畠副課長
同	未来創生文化部	未来創生政策課長	島 智子	高木副課長
同	保健福祉部	保健福祉政策課長	和田 りか子	藤川副課長
同	商工労働観光部	商 工 政 策 課 長	出 口 修	小山副課長
同	商工労働観光部	企 業 支 援 課 長	三宅 啓之	加宮副課長
同	農林水産部	農林水産政策課長	福良 憲市	井関副課長
同	県土整備部	県土整備政策課長	新濱 光夫	齋藤副課長
同	企 業 局	経営企画戦略課長	大久保 彰	山川副課長
同	病 院 局	経 営 改 革 課 長	川村 浩史	宮本副課長
同	教育委員会	教 育 政 策 課 長	内海 はやと	櫻木副課長

(3) 公金管理委員会 緊急幹事会

区分	役 職 名		氏 名	電話内線
会 長	出 納 局	出 納 局 副 局 長	佐光 正夫	2 6 4 2
主幹事	経営戦略部	財 政 課 長	福岡 克己	2 0 5 0
同	商工労働観光部	企 業 支 援 課 長	三宅 啓之	2 1 2 0
同	企 業 局	経営企画戦略課長	大久保 彰	3 2 4 2
(同)	会長が特に必要と認める課室の長			

(4) 公金管理担当者等
ア 基金（基金部会を構成）

公 金 名	担当課	担当者職	氏 名	電話内線	所 属 長
財政調整基金 減債基金 二十一世紀創造基金	財 政 課	財政経営担当係長	藤枝 大介	2048	福岡 克己
環境創造基金	グリーン社会推進課	企画担当主任主事	菅生 伸矢	2334	美保 佳祐
災害救助基金	とくしまゼロ 口作戦課	被災者支援担当主任主事	大浦 仁海	2108	鈴江 和好
災害医療推進基金		被災者支援担当主事	山村 美乃	2298	
命を守るための大規模災害対策基金		災害対策企画担当主事	黒田 こはる	2281	
豊かな森づくり推進基金	鳥獣対策・ふるさと創造課	鳥獣対策担当主任主事	向 椋太朗	2687	金子 和親
奨学金返還支援基金	県立総合大学校本部	企画・連携担当主任	長岡 将吾	612-8801	玉田 直彦
後期高齢者医療財政安定化基金	国保・自立支援課	国保運営・保険者支援担当主査兼係長	片岡 佑介	2194	加藤 貴弘
国民健康保険財政安定化基金		国保運営・保険者支援担当主任	豊川 紗梨	2193	
高齢者保健福祉基金 介護保険財政安定化基金 地域医療介護総合確保基金	長寿いきがい課	介護支援担当主任	天羽 宏彰	2168	坂野 宏典
	医療政策課	地域医療・医師確保担当主任主事	竹本 優貴子	2212	
農林水産業未来創造基金	農林水産政策課	政策推進担当主任	松田 和樹	2394	福良 憲市
森林整備担い手対策基金	スマート林業課	森林企画担当主任主事	中川 慧悟	2449	平畠 聡一郎

森林整備地域活動 支援基金					
公有林化等推進基金					
中山間ふるさと・ 水と土保全基金	農山漁村振 興課	農村企画担当主任 主事	曾我部 体 知	2 4 4 1	太田 隆久
土 地 開 発 基 金	用地対策課	用地戦略担当主任	藤本 麻美 子	2 5 2 7	杉友 賞之
住環境未来創造基 金	住宅課	企画担当主任	高橋 亮介	2 5 9 4	高島 浩
次世代はぐくみ未 来創造基金	こどもまん なか政策課	こども企画担当主 任主事	田岡 直大	2 5 5 1	大井 文恵
安心こども基金		保育支援担当主任 主事	藤川 和也	2 2 0 1	
大規模災害被災者 等支援基金	未来創生政 策課	共助社会推進担当 主任	里見 憲哉	2 0 2 3	島 智子
奨 学 基 金	教育委員会 生涯学習課	修学支援担当主任 主事	林 泰史	3 1 3 2	倉橋 文代
農業構造改革支援 基金	農林水産政 策課	農地政策担当主任 主事	大岩 亜希 斗	2 4 2 6	福良 憲市
交通網整備利用促 進基金	運輸政策課	企画担当主任	高橋 朋也	2 5 8 3	原田 直樹
徳島県スポーツ・ 文化未来創生基金	スポーツ振 興課	企画・生涯スポー ツ担当主事	松岡 佑真	2 1 1 2	青木 秀夫
新型コロナウイルス 感染症対応利子 補給基金	企業支援課	金融担当係長	吉成 潤一	2 3 1 8	三宅 啓之
	労働雇用戦 略課	働き方改革担当主 事	木内 新悟	2 3 4 4	井上 晋一郎
	農林水産政 策課	政策推進担当課長 補佐	三木 千奈 美	2 4 0 1	福良 憲市
職員の定年の段階 的な引上げに対応 するための退職手 当基金	職員厚生課	年金公災担当係長	岡部 愛子	2 0 4 5	山名 由紀子
	教育委員会 福利厚生課	退職手当・公災担 当係長	尾崎 喜美 子	3 1 7 5	中山 貴晶
	県警本部 警務課		數藤 将彦	2 9 5 1	田中 功

イ 制度融資（制度融資部会を構成）

公 金 名	組 織 名	役 職	氏 名	電話内線	所 属 長
自然エネルギー立 県とくしま推進資 金貸付金	グリーン社 会推進課	脱炭素推進担当係 長	鎌田 将裕	2 2 0 9	美保 圭祐
徳島県環境関連産 業立地促進資金貸 付金	環境指導課	ゴミゼロ推進担当 係長	北原 慶久	2 2 6 7	松本 武夫
徳島県優良産業廃 棄物処理業者育成 資金貸付金		施設整備担当係長	松原 耕平	2 2 6 8	
環境保全施設整備 等資金貸付金	環境管理課	企画・大気担当主 査兼係長	山田 奈津	2 2 7 0	田中 麻理
ユニバーサルデザ インによるまちづ くり貸付金	ダイバーシ ティ推進課	高齢者・障がい者 活躍担当主事	松永 優	2 7 8 2	山崎 弘貴
中小企業振興資金 貸付金	企業支援課	金融担当係長	吉成 潤一	2 3 1 8	三宅 啓之
企業立地資金貸付金		立地推進担当主任 主事	夕部 公平	2 3 0 6	
工業用水使用合理 化設備資金貸付金		立地推進担当主査 兼係長	藤岡 修	2 1 5 6	
勤労者住宅建設資 金貸付金 勤労者ライフサイ クル資金貸付金 阿波っ子すくすく はぐくみ資金貸付 金 経済変動対策緊急 生活資金貸付金	労働雇用戦 略課	働き方改革担当主 事	木内 新悟	2 3 4 4	井上 晋一郎
観光施設等整備資 金貸付金	観光政策課	観光プロモーショ ン担当主任	鎌田 芳彦	2 3 3 8	岸 大佑
林業改善資金貸付金 農業改良資金貸付金 就農支援資金貸付金	農林水産政 策課	政策推進担当主事	櫻田 梨華	2 4 2 5	福良 憲市
森林組合広域合併 推進資金貸付金	スマート林 業課	造林・担い手担当 主任主事	野々村 真 吾	2 4 5 7	平畠 総一郎
林材業振興資金貸 付金		木材需要・木育担 当主任主事	湯浅 美咲	2 4 8 7	
県産材住宅資金貸 付金		木材需要・木育担 当主事	渡邊 葉月	2 4 8 4	

ウ その他の資金（資金管理部会を構成）

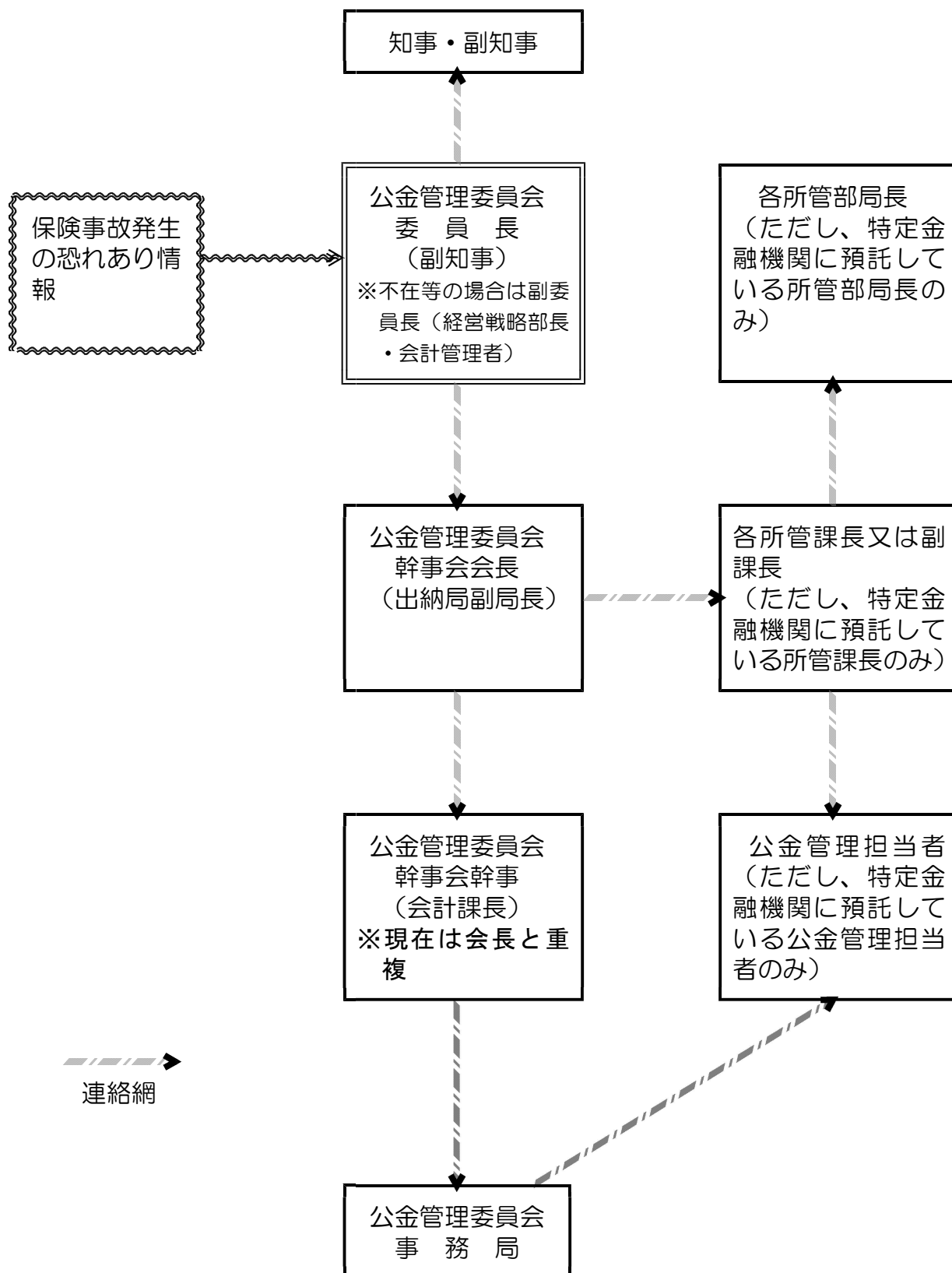
公 金 名	組 織 名	役 職	氏 名	電話内線	所 属 長
歳 計 現 金	会 計 課	総務国費担当課長 補佐	大岩 恵子	2 6 4 5	佐光 正夫
基 金	財 政 課	財政経営担当主任 主事	太田 晃平	3 2 0 4	福岡 克己
(市町村財政指導)	市 町 村 課	企画財政担当課長 補佐	南部 秀智	2 7 4 0	小島 周一郎
病院会計資金	病院局経営 改革課	予算企画担当主任	一宮 裕貴	2 3 7 2	川村 浩史
企業局会計資金	企業局経営 企画戦略課	予算経理担当課長 補佐	野々瀬 美 江	3 2 4 4	大久保 彰
流域下水道事業会 計資金	水・環境課	経営企画・下水道 担当主査兼専門員	長尾 秀樹	2 7 1 9	姫氏原 健司
県営住宅敷金	住 宅 課	県営住宅担当主任	三好陽一郎	2 6 1 5	高島 浩

(5) 公金管理委員会事務局

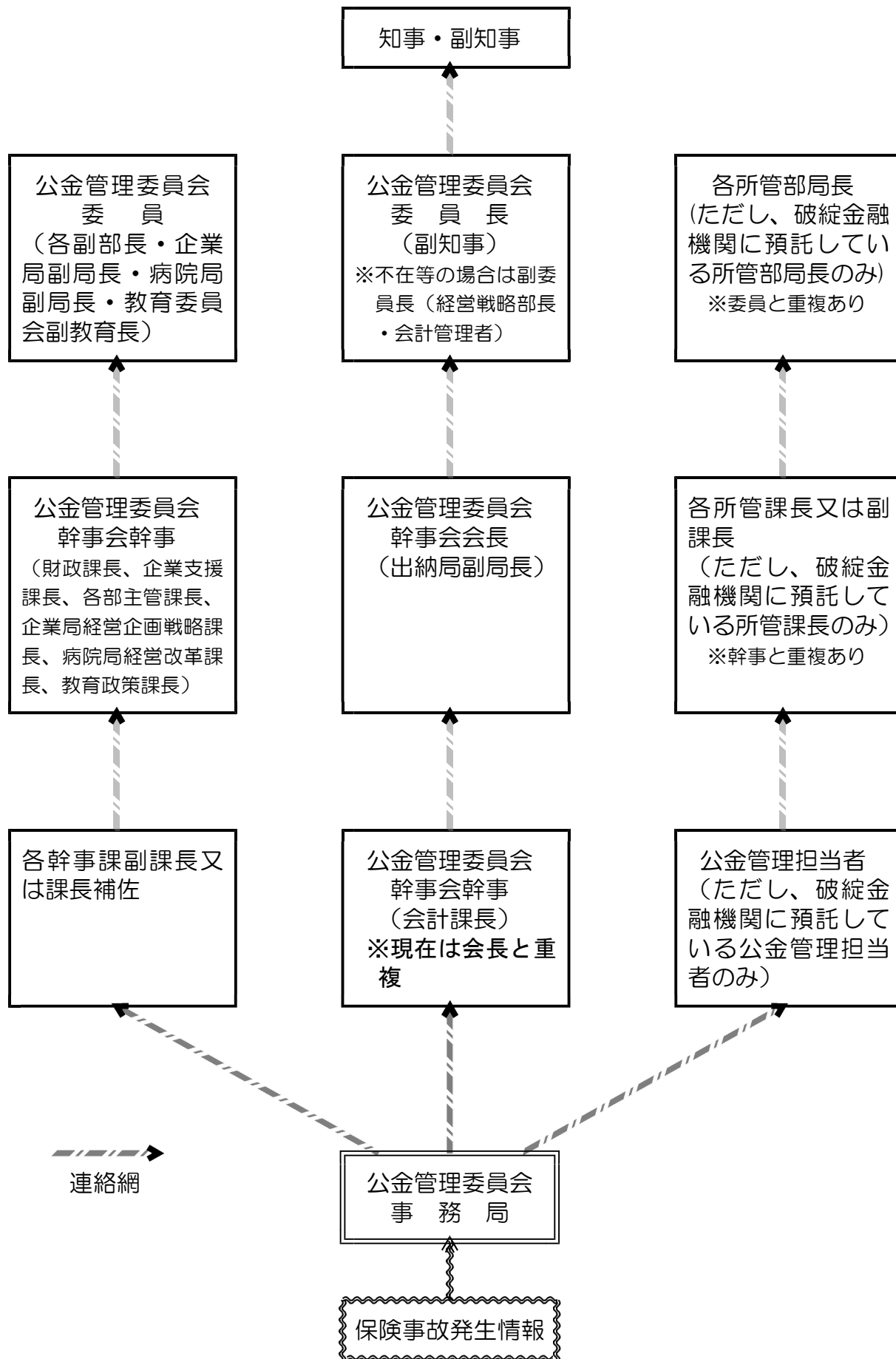
組 織 名	役 職	氏 名	電話内線	所 属 長
会 計 課	企画指導・システム担当 主査兼係長 主事	川真田 真紀 喜多 一聖	2 6 4 9	佐光 正夫

3 緊急時の連絡網

(1) 保険事故発生前（非常事態におけるトップダウン対応）



(2) 保険事故発生時



第4章 まとめ

本マニュアルの策定を通じて改めて強く感じることは、保険事故発生前の経営悪化時における対応の難しさである。

その理由の一つは、保険事故発生の予知の難しさにある。地震や洪水などの自然災害ほどではないにしても、限られた情報の中で、しかも、現在のような変化の激しい時代に、預託先金融機関の保険事故の発生を確実に予見することは難しい。

例えかなりの精度をもって予見し得たとしても、その対応は常に風評被害の誘引等のリスクにさらされており、難しい判断と行動を余儀なくされる。

これを解消しようとするれば、平常時に全ての公金を何らかの形で保全する必要があるが、それもまた、流動性や収益性の観点、コストとのバランス、預託先金融機関との関係等から考慮すれば、限界があるものと言わざるを得ない。

また、経営悪化の状況が明らかであったとしても、公金保全とは全く異なる観点、例えば地域経済や県民生活を守る観点から、異なった対応を行わざるを得ない場合も考えられる。

本マニュアルは、こうした限界を前提としながらも、公金を適切に保全するための行動として我々は何を為すべきかということをはっきりとしようとしたものである。

少なくとも現段階において、こうあるべきという正しい答えがあるわけではない。答えのない中で、前に進むことも（早すぎる対応は、風評被害の引き金となり無用の混乱を招くことになりかねない。）、後ろに引くことも（遅すぎる対応はより一層その対応を難しくする。）危険がある。その危険を承知の上で、なお決断すべき時は決断しなければならない。このマニュアルが必要なときは、そういう決断を迫られるときであるかもしれない。そのようなときに、何をその拠り所とするのか。

いずれにしても、県民にとって何が最も適切な行動であるか、県民の利益に叶った行動であるか、その視点を基本として、各職、各組織が適切に判断し、行動していくことが必要である。

最後に、本マニュアルは、本県はもとより、県民や企業、また当事者である金融機関にとっても好ましからざる状況を想定したものであり、本来、無きに勝るものはない。特に、この問題は、自然災害と異なり、多くは人為的な原因に由来するものであり、その点を考慮すれば、金融機関の責任はより重大であるといえる。

したがって、今後、公金を預託する全ての金融機関が、将来の長きに渡り健全な経営を維持し、本県の経済や県民生活の向上に大いに貢献され、このマニュアルが一度も活用されることなく、いつか不要なものとなることを期待するものである。